

○広島大学学則

(平成16年4月1日規則第1号)

改正	平成16年7月20日規則第153号	平成17年1月18日規則第3号	平成17年2月15日規則第11号
	平成17年4月1日規則第24号	平成17年6月28日規則第111号	平成17年9月27日規則第117号
	平成18年3月31日規則第26号	平成18年5月31日規則第96号	平成18年10月17日規則第123号
	平成19年3月20日規則第42号	平成19年5月22日規則第91号	平成19年6月25日規則第104号
	平成19年12月25日規則第175号	平成20年3月17日規則第45号	平成20年4月22日規則第145号
	平成21年1月23日規則第2号	平成22年3月31日規則第11号	平成22年6月8日規則第108号
	平成23年9月20日規則第105号	平成24年3月30日規則第24号	平成26年3月31日規則第30号
	平成26年9月16日規則第79号	平成27年3月17日規則第14号	平成28年2月23日規則第6号
	平成28年3月24日規則第31号	平成28年7月26日規則第177号	平成28年9月13日規則第187号
	平成29年3月27日規則第23号	平成30年3月30日規則第56号	平成30年9月18日規則第118号
	平成30年12月25日規則第158号	平成31年1月24日規則第3号	平成31年3月29日規則第25号
	令和元年9月24日規則第147号	令和2年3月25日規則第45号	令和2年9月23日規則第200号
	令和3年1月28日規則第6号	令和3年3月10日規則第11号	令和4年1月27日規則第13号
	令和4年3月22日規則第22号	令和4年9月29日規則第157号	令和5年1月26日規則第11号
	令和5年3月29日規則第41号	令和6年3月15日規則第18号	

広島大学学則

目次

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 教育研究等組織(第6条―第18条)

第3章 運営組織(第19条―第27条)

第4章 その他(第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条に規定する国立大学法人広島大学及び広島大学は、別段の定めがある場合を除き、総称して広島大学(以下「本学」という。)という。

(事務所の所在地)

第3条 本学は、主たる事務所を広島県東広島市鏡山一丁目3番2号に置く。

(理念)

第4条 本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

(1) 平和を希求する精神

(2) 新たなる知の創造

(3) 豊かな人間性を培う教育

(4) 地域社会・国際社会との共存

(5) 絶えざる自己変革

(自己点検・評価等)

第5条 本学は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第1項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下この条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価(以下この条において「自己点検・評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、前項に規定する自己点検・評価に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価(以下この条において「認証評価」という。)を受けるものとする。

3 本学は、学校教育法第109条第3項の規定に基づき、前項に規定する認証評価のほか、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。

4 本学は、第1項に規定する自己点検・評価の結果、前2項に規定する認証評価の結果その他評価の結果に基づき、改善・改革に努めるものとする。

5 自己点検・評価等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究等組織

(学部)

第6条 本学に、次の学部を置く。

総合科学部
 文学部
 教育学部
 法学部
 経済学部
 理学部
 医学部
 歯学部
 薬学部
 工学部
 生物生産学部
 情報科学部

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科及び研究科等連係課程実施基本組織を置く。

人間社会科学研究科
 先進理工系科学研究科
 統合生命科学研究科
 医系科学研究科

スマートソサイエティ実践科学研究院

3 大学院に、履修上の組織として卓越大学院・大学院リーディングプログラム機構を置く。

(学術院)

第8条 本学に、教員組織として学術院を置く。

2 学術院に学術院長を置き、学長をもって充てる。

3 学術院に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

第9条 本学に、次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

(附置研究所)

第10条 本学に、原子爆弾その他の放射線による障害の治療及び予防に関する学理並びにその応用の研究のため、附置研究所として原爆放射線医科学研究所を置く。

2 原爆放射線医科学研究所に、部門を置く。

3 原爆放射線医科学研究所は、大学の教員その他の者で原爆放射線医科学研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(病院)

第11条 本学に、医学及び歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて地域医療の向上に寄与するため、医療に関する教育研究施設として病院を置く。

2 病院に、診療科及び中央診療施設を置く。

3 病院に、薬剤部、看護部及び診療支援部を置く。

(図書館)

第12条 本学に、図書館を置く。

(教育本部)

第12条の2 本学に、学士課程教育、大学院課程教育及び特別支援教育特別専攻科教育における入学者選抜、教育の質の向上及び教育力の強化に係る企画・評価・改善を推進するとともに、教養教育を実施するため、教育本部を置く。

(学部等附属の教育研究施設)

第13条 次の表の左欄に掲げる学部、研究科及び附置研究所(以下この条において「学部等」という。)に、右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設(以下この条において「附属施設」という。)を置く。

学部等名	附属施設名
経済学部	地域経済システム研究センター
理学部	未来創生科学人材育成センター
薬学部	薬用植物園
生物生産学部	農場、練習船豊潮丸

人間社会科学研究科	幼年教育研究施設，教育実践総合センター，心理臨床教育研究センター，リーガル・サービス・センター
統合生命科学研究科	植物遺伝子保管実験施設
医系科学研究科	先駆的看護実践支援センター，先駆的リハビリテーション実践支援センター
原爆放射線医科学研究所	被ばく資料調査解析部

2 附属施設に関し必要な事項は，当該学部等が定める。

(国際高等研究所)

第13条の2 本学に，文部科学省世界トップレベル研究拠点プログラム(World Premier International Research Center Initiative)の研究その他国際的な最先端研究を行うため，国際高等研究所として，持続可能性に寄与するキラルノット超物質国際研究所を置く。

(全国共同利用施設)

第14条 本学に，全国共同利用施設として，放射光科学研究所を置く。

2 放射光科学研究所は，大学の教員その他の者で放射光科学研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(中国・四国地区国立大学共同利用施設)

第15条 本学に，中国・四国地区国立大学共同利用施設として，西条共同研修センターを置く。

(学内共同教育研究施設等)

第16条 本学に，学内共同教育研究施設として，次の施設を置く。

半導体産業技術研究所
 高等教育研究開発センター
 情報メディア教育研究センター
 自然科学研究支援開発センター
 森戸国際高等教育学院
 保健管理センター
 平和センター
 環境安全センター
 総合博物館
 宇宙科学センター
 外国語教育研究センター
 文書館
 スポーツセンター
 HiSIM研究センター
 両生類研究センター
 トランスレーショナルリサーチセンター
 防災・減災研究センター
 脳・こころ・感性科学研究センター
 ゲノム編集イノベーションセンター
 デジタルものづくり教育研究センター
 AI・データイノベーション教育研究センター
 IDEC国際連携機構
 A-ESG科学技術研究センター
 Town & Gown未来イノベーション研究所
 PSI GMP教育研究センター
 ダイバーシティ&インクルージョン推進機構
 瀬戸内CN国際共同研究センター
 グローバルキャンパス推進機構

2 本学に，学内共同利用施設として，ハラスメント相談室を置く。

(附属学校)

第17条 本学に，次の附属学校を置く。

附属幼稚園
 附属三原幼稚園
 附属小学校

附属東雲小学校
 附属三原小学校
 附属中学校
 附属東雲中学校
 附属三原中学校
 附属福山中学校
 附属高等学校
 附属福山高等学校

(教育研究活動等)

第18条 第6条から前条までに規定する教育研究組織における教育研究活動及び管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 運営組織

(役員)

第19条 本学に、役員として、学長、理事7人以内(1人以上の非常勤の理事(その任命の際現に本学の役員又は職員以外の者に限る。))を置く場合は8人以内)及び監事2人を置く。

2 前項の規定により置く監事のうち少なくとも1人は、常勤とする。

第20条 学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する。

2 学長は、次の重要事項について意思決定するときは、第24条に定める役員会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見(法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項

(2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認(同法第13条の2第1項及び第17条第7項の承認を除く。)を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 研究科、専攻その他本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 学則その他本学の管理運営上重要な諸規則の制定又は改廃に関する事項

(6) その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本学の業務を監査する。

5 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第21条 本学に、教員、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第22条 本学に、教育、研究その他必要な分野に関して学長を補佐するため、又は命を受けて校務を担当するため、副学長を置くことができる。

2 副学長は、理事をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、理事でない副学長を置くことができる。

4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長参与)

第22条の2 本学に、本学の運営又は経営に関し調査等を行い学長に意見具申等を行うため、学長参与を置くことができる。

2 学長参与に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第23条 本学に、学長の指示する特定の業務等を遂行するため、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第23条の2 本学に、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐するため、副理事を置く。

2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第24条 本学に、重要事項について審議するため、役員会を置く。

2 役員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第25条 本学に、経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第26条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の運営組織)

第27条 第19条から前条までに規定するもののほか、運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 その他

(雑則)

第28条 この学則に定めるもののほか、本学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月20日規則第153号)

この規則は、平成16年7月20日から施行する。

附 則(平成17年1月18日規則第3号)

この規則は、平成17年1月18日から施行し、平成16年9月1日から適用する。

附 則(平成17年2月15日規則第11号)

この規則は、平成17年3月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定中スポーツ科学センターに係る部分については、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第24号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 歯学部附属歯科衛生士学校及び歯学部附属歯科技工士学校(以下「旧専修学校」という。)は、この規則による改正後の広島大学学則第17条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に旧専修学校に在学する者が当該旧専修学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成17年6月28日規則第111号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年9月27日規則第117号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第26号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月31日規則第96号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年10月17日規則第123号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第42号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月22日規則第91号)

この規則は、平成19年5月22日から施行し、この規則による改正後の広島大学学則の規定は、平成19年5月21日から適用する。

附 則(平成19年6月25日規則第104号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日規則第175号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月17日規則第45号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月22日規則第145号)

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成21年1月23日規則第2号)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月8日規則第108号)

この規則は、平成22年6月8日から施行する。

附 則(平成23年9月20日規則第105号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第24号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学学則第7条第2項に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科は、この規則による改正後の広島大学学則第7条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成26年3月31日規則第30号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月16日規則第79号)

この規則は、平成26年9月16日から施行する。

附 則(平成27年3月17日規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月23日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日規則第31号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月26日規則第177号)

この規則は、平成28年7月26日から施行する。

附 則(平成28年9月13日規則第187号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日規則第23号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 広島大学先進機能物質科学研究センター規則(平成18年3月31日規則第84号)は、廃止する。

附 則(平成30年3月30日規則第56号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 広島大学サステナブル・ディベロップメント実践研究センター規則(平成22年6月8日規則第109号)は、廃止する。

附 則(平成30年9月18日規則第118号)

この規則は、平成30年9月18日から施行する。ただし、第16条の改正規定中森戸国際高等教育学院及び脳・こころ・感性科学研究センターに係る部分については、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日規則第158号)

この規則は、平成30年12月25日から施行する。

附 則(平成31年1月24日規則第3号)

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第25号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学学則第7条第2項に規定する医歯薬保健学研究科及び生物圏科学研究科は、この規則による改正後の広島大学学則第7条第2項の

規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(令和元年9月24日規則第147号)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 広島大学産学・地域連携センター規則(平成22年3月31日規則第22号)は、廃止する。

附 則(令和2年3月25日規則第45号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学学則第7条第2項に規定する総合科学研究科、文学研究科、教育学研究科、社会科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、国際協力研究科及び法務研究科は、この規則による改正後の広島大学学則第7条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(令和2年9月23日規則第200号)

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 広島大学スポーツ科学センター規則(平成17年2月15日規則第10号)は、廃止する。

附 則(令和3年1月28日規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月10日規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月27日規則第13号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 広島大学現代インド研究センター規則(平成22年3月31日規則第20号)は、廃止する。

附 則(令和4年3月22日規則第22号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 広島大学教育開発国際協力研究センター規則(平成16年4月1日規則第43号)は、廃止する。

附 則(令和4年9月29日規則第157号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年1月26日規則第11号)

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日規則第41号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 広島大学ダイバーシティ研究センター規則(平成28年3月24日規則第32号)は、廃止する。

附 則(令和6年3月15日規則第18号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 広島大学北京研究センター規則(平成16年4月1日規則第49号)は、廃止する。

○広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
 - 第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
 - 第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
 - 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
 - 第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
 - 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
 - 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
 - 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
 - 第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
 - 第 10 章 研究生、科目等履修生、短期国際交流学生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
 - 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科 国際共創学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科

	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系) 第二類(電気電子・システム情報系) 第三類(応用化学・生物工学・化学工学系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科
情報科学部	情報科学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

(入学出願手続)

第 12 条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあつては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

- 2 第 13 条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主コースにあつては 2,200 円)とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)とする。
- 3 第 1 項の規定は、第 14 条、第 18 条又は第 38 条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000 円(夜間主コースにあつては 18,000 円)とする。

(検定料の免除)

第 12 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

- 2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第 13 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第 14 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者
- (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者
- (3) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出た者

- 2 前項の規定にかかわらず、収容定員の充足状況等により、学士入学として入学を許可しないことがある。
- 3 前条及び第1項の規定にかかわらず、本学を退学(懲戒退学を除く。)し、又は除籍(第43条第2号による除籍を除く。)となった後、同一学部に入學を願ひ出た者については、退学又は除籍後4年以内に限り、選考の上、再入学として入学を許可することができる。ただし、退学又は除籍時に所属していた学部、学科又は類が改組され、退学又は除籍時に所属していた学部に入學を願ひ出ることができない場合は、当該学部と関連する学部の協議により決定した学部に入學を願ひ出ることができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、収容定員の充足状況等により、再入学として入学を許可しないことがある。
- 5 第3項の場合において、除籍となった者が選考に合格した場合は、第16条に規定する入学手続のほか、未納の入学料及び授業料に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第1項又は第3項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあつては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

- (1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円
(夜間主コースにあつては7,800円)
- (2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入学共通テストの受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)
- (3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額
- (4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額
(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。
- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。
- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。
- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1 単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1 年間又は1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、森戸国際高等教育学院において開設するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するとき、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の長の許可を得て、当該研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第10号に該当する者が、大学院医系科学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 授業料

(授業料)

- 第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
 - 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
 - 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
 - (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
 - 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
 - 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
 - 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者(第 4 号にあっては父母等)の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9 月 30 日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

(4) 死亡したとき 死亡した日の属する月の翌月以降の授業料に相当する額

第 10 章 研究生、科目等履修生、短期国際交流学生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(短期国際交流学生)

第 52 条の 3 外国の大学等の学生で、外国の大学等の教育課程の一環として、本学が実施する研修を受けることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限る、選考の上、短期国際交流学生として入学を許可することができる。

2 外国の大学等とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)

(2) 外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立されたものをいう。)

3 短期国際交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
-----	------	------

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
	総 計	9,840	9,790	9,760

- 3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員，生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成 16 年度にあつては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
	総 計	9,840

- 4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については，この通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学，学士入学，転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については，この通則の施行後もなおその効力を有する。
- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。
- 7 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，別表の規定にかかわらず，令和 2 年度から令和 8 年度までにあつては，次の表のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和 2 年度	118	238	2,336	718	1,198	9,922
令和 3 年度	118	238	2,336	716	1,196	9,930
令和 4 年度				701	1,181	9,915
令和 5 年度				686	1,166	9,900
令和 6 年度				671	1,151	9,885
令和 7 年度				656	1,136	9,870
令和 8 年度				643	1,123	9,857

- 8 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，別表の規定にかかわらず，令和 4 年度から令和 9 年度までにあつては，次の表のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和 4 年度	118	238	2,336	714	1,194	9,928
令和 5 年度				699	1,179	9,913
令和 6 年度				684	1,164	9,898
令和 7 年度				669	1,149	9,883

令和8年度				656	1,136	9,870
令和9年度				643	1,123	9,857

- 9 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、別表の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和6年度	118	238	2,386	710	1,190	10,024
令和7年度				695	1,175	10,059
令和8年度				682	1,162	10,096
令和9年度				669	1,149	10,083
令和10年度				656	1,136	10,070
令和11年度				643	1,123	10,057

(略)

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 医学部の医学科及び学部の入学定員並びに全学部の入学定員並びに法学部の法学科昼間コース、法学科夜間主コース及び学部の収容定員、経済学部の経済学科夜間主コース及び学部の収容定員、医学部の医学科及び学部の収容定員、工学部の第二類(電気電子・システム情報系)及び学部の収容定員、情報科学部の情報科学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	入学定員	収容定員					
		令和7年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
法学部	法学科昼間コース		575					
	法学科夜間主コース		135					
	計		710					
経済学部	経済学科夜間主コース		185					
	計		795					
医学部	医学科	120	710	697	684	671	658	645
	計	240	1,190	1,177	1,164	1,151	1,138	1,125
工学部	第二類(電気電子・システム情報系)		376	386	396			
	計		1,820	1,830	1,840			
情報科学部	情報科学科		585	700	730			
	計		585	700	730			

総計	2,428	10,114	10,191	10,218	10,245	10,232	10,219
----	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

別表(第3条関係)
収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	120		480
	国際共創学科	40		160
	計	160		640
文学部	人文学科	130	10	540
	計	130	10	540
教育学部	第一類(学校教育系)	137		548
	第二類(科学文化教育系)	82		328
	第三類(言語文化教育系)	73		292
	第四類(生涯活動教育系)	81		324
	第五類(人間形成基礎系)	52		208
	計	425		1,700
法学部	法学科 昼間コース	140	5	570
	夜間主コース	30	5	130
	計	170	10	700
経済学部	経済学科 昼間コース	150	5	610
	夜間主コース	45		180
	計	195	5	790
理学部	数学科	47	10	188
	物理学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	150	5	610
	第二類(電気電子・システム情報系)	100	3	406

	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	115	4	468
	第四類(建設・環境系)	90	3	366
	計	455	15	1,850
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
情報科学部	情報科学科	180	20	760
	計	180	20	760
	総計	2,413	80	10,204

○広島大学工学部細則

(平成 16 年 4 月 1 日学部長決裁)

改正 平成 17 年 1 月 13 日 一部改正 平成 17 年 2 月 10 日 一部改正
 平成 18 年 3 月 14 日 一部改正 平成 19 年 3 月 8 日 一部改正
 平成 20 年 1 月 17 日 一部改正 平成 21 年 1 月 15 日 一部改正
 平成 22 年 4 月 1 日 一部改正 平成 23 年 1 月 20 日 一部改正
 平成 23 年 3 月 19 日 一部改正 平成 24 年 1 月 19 日 一部改正
 平成 25 年 3 月 6 日 一部改正 平成 26 年 1 月 16 日 一部改正
 平成 27 年 1 月 15 日 一部改正 平成 27 年 4 月 16 日 一部改正
 平成 28 年 1 月 21 日 一部改正 平成 28 年 12 月 15 日 一部改正
 平成 29 年 1 月 19 日 一部改正 平成 30 年 1 月 18 日 一部改正
 平成 31 年 1 月 17 日 一部改正 令和 2 年 1 月 16 日 一部改正
 令和 2 年 3 月 19 日 一部改正 令和 3 年 1 月 21 日 一部改正
 令和 4 年 1 月 20 日 一部改正 令和 6 年 3 月 6 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 広島大学工学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。), 広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部及び類の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

類等	教育研究上の目的
本学部	<p>工学の目的は”具現化の探求”であり、もって人類の平和、発展、存続に寄与することである。すなわち、自然との調和の中で、社会における要請や課題を解決するための具体的方策を科学的な知識・技術に基づいて検討し、実現することである。</p> <p>本学部は、工学上の学術や技術に関する教育・研究を推進し、工学の目的を達成するための基礎能力・応用能力とともに社会性や自律性を備えた人材を育成して豊かな社会を作ることを目的とする。グローバル化が加速する国際情勢、ますます厳しくなる環境問題、新しい価値の創造や急速な技術革新などの社会的課題を自ら敏感に察知し、それを解決できる論理的思考力を持ち、高度情報化等の進歩に的確に対応し、かつ、成果を内外に正しく発信できるコミュニケーション能力を備えた地域、日本、世界に貢献できる人材の育成を目指す。</p>
第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	<p>各種機械・機器の機能や構造の設計生産、輸送機械とそれを取り巻くシステムの総合的・設計・運営、機械材料・複合材料の開発と加工技術、革新的な高効率エネルギー変換技術といった専門分野に立脚しつつも、新しい領域においては高度化・深化する先進要素技術を統合して問題解決を担うことができる人材を育成する。そのために、材料力学、機械力学、熱力学、流体力学(いわゆる四力学)などの基礎的科目を重視し、加えて機械システム、輸送システム、材料加工、エネルギー変換の各分野における専門性の高い科目の教育も行うとともに、英語によるコミュニケーション能力を向上させる。また、卒業研究を始めとした問題発見・設定・解決型の教育(PBL)を通じてコミュニケーション能力とリーダーシップを育成して、世界トップレベルの大学にふさわしい、平和で豊かな社会の持続的発展に寄与できる人材を育成する。</p>

第二類(電気電子・システム情報系)	電気エネルギーシステム制御や情報処理(電気分野), 半導体素子や集積回路(電子分野), 複合・複雑システムの解析・制御(システム分野), ソフトウェアや情報処理理論(情報分野)等の専門分野に関する教育・研究を行う。全分野に共通する基礎的な知識・学力を習得させるとともに, いずれかの分野における専門的な知識・技術を, 関連分野を含めて統合的に習得させる。これにより, 現代社会を支える電子情報処理, 通信, 電気エネルギー, システム制御等の技術の発展に貢献し, さらに異分野との融合を含む先端技術開発を通じて, 地球環境と調和した快適な人間社会の実現に貢献できる人材を育成する。
第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	応用化学, 生物工学, 化学工学の3つの専門分野を効果的に統合した教育・研究を行うことにより, 高度な機能を持つ物質・材料の開発, 発酵工学を基盤とした微生物のバイオテクノロジー, 動植物の多様な機能を利用したバイオテクノロジーの開発, 化学プロセスの設計・制御をはじめとして, 環境の保全・浄化や資源エネルギーの開発等を含む幅広い基礎知識を習得させる。また, 工学の諸分野の理解とともに, 化学の高度な専門技術をバランス良く身に付けさせることで, 地球環境問題を理解し, 生活を豊かにする先端技術の創造とそれを基礎にした工業の開発・発展に貢献できる人材を育成する。
第四類(建設・環境系)	自然環境や社会・経済活動に関する総合的な理解を基に, 持続可能な社会の実現に不可欠な社会基盤施設や建築物の計画・設計・建設・維持管理, 地震・豪雨等に対する防災・減災, 水質・大気質・エネルギー等の地域・地球環境の保全等に携わる技術者を養成するための教育・研究を行うことを目的とする。そして, 自主的な創造活動等を通じて総合的な判断力・実行力を習得した人材を養成する。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は, 教養教育科目及び専門教育科目により, 体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは, 次の表のとおりとする。

類(系)	主専攻プログラム
第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	機械システムプログラム
	輸送システムプログラム
	材料加工プログラム
	エネルギー変換プログラム
第二類(電気電子・システム情報系)	電気システム情報プログラム
	電子システムプログラム
第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	応用化学プログラム
	生物工学プログラム
	化学工学プログラム
第四類(建設・環境系)	社会基盤環境工学プログラム
	建築プログラム

3 入学時に類に配属されていない者は, 1年次前期においては工学特別コースを履修し, 1年次後期から類に配属されるものとする。

(授業科目及び履修方法)

第4条 教養教育科目の授業科目及び履修方法は, 教養教育科目履修規則及び別表第1に定めるとおりとする。

2 専門教育科目の授業科目及び履修方法は, 別表第2に定めるとおりとする。

3 専門教育科目については, その学期に配当された授業科目の履修を原則とする。ただし, 第3年次及び第4年次に限り授業担当教員が特に認めた場合は他の年次のものを履修することができる。

(主専攻プログラムの登録)

第5条 学生は、第3条第2項に規定する所属する類(系)の主専攻プログラムのうちから一つを選択し、登録するものとする。

2 前項の登録の時期は、第二類(電気電子・システム情報系)及び第四類(建設・環境系)は2年次前期、第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)及び第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)は2年次後期からとする。

3 第1項の規定にかかわらず、本学部の他の類(系)の主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、第23条に規定する転類の許可を得なければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、他の学部の主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

5 主専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、別に定める。

(履修手続)

第6条 毎学期に開設する授業科目及び授業担当教員等は、その学期の始めに公示する。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項に規定する期間以外にも、特別の事由がある場合、所定の手続により、学部長の許可を得て履修変更することができる。

第8条 他学部の学生が、本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第8条の2 卒業の要件として履修すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、30単位とする。ただし、実験科目、集中講義及び教職に関する科目の単位を除く。

2 前項の規定にかかわらず、3年以上在籍している学生及び本学部に編入学、再入学、転学又は転学部した学生については、上限を定めない。

3 第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次年度に限り単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第9条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第10条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に関する授業科目を履修して単位を修得した場合には、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の単位数については、別に定める。

(教育課程の修了)

第 11 条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第 1 及び別表第 2 に定める単位を修得することによる。

(単位の授与及び試験)

第 12 条 授業科目を履修した者には、試験の上、単位を与える。

2 試験は、科目試験及び論文試験とする。ただし、授業科目により、レポート、成果物等を試験の成績に代えることができる。

第 13 条 科目試験は、各学期に行う。

2 科目試験の日時及び方法は、授業担当教員が定める。

3 科目試験の成績は、0～100 の整数値をもって判定し、60 点以上を合格とする。

4 科目試験の判定結果は、原則として次の学期の始めに発表する。

第 14 条 論文試験は、卒業論文を着手している者に対して行う。

2 論文試験は、各類で実施し、口述試験をあわせて行うことがある。

3 論文試験の成績の判定は、当該類の教員の合議により前条第 3 項に準じて行う。ただし、履修基準に定める英語能力に関する基準を満たしていない者は不合格とする。

(単位数の計算の基準)

第 15 条 本学部で開設する授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び製図については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、工場見学、学外実習、卒業論文の授業科目の単位数については、別に定める。

(平均評価点等)

第 16 条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点(GPA : Grade Point Average)によって行う。

$$\text{平均評価点} = ((\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) / (\text{総登録単位数} \times 4)) \times 100$$

2 各評価の基準は、秀(90 点以上)、優(80 点以上)、良(70 点以上)、可(60 点以上)、不可(60 点未満)とする。

(到達度の評価)

第 17 条 通則第 19 条の 5 に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

2 前項の到達度の評価は、別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき、「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の 3 段階で行う。

(教育職員免許状)

第 18 条 学生は、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得したときは、次の表に掲げる教育職員の普通免許状の授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類	免許教科の種類
高等学校教諭一種免許状	工業

2 前項の授業科目及び履修方法等については、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第 19 条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第 20 条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第 21 条 学生が休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生が休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第 22 条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転類)

第 23 条 学生が転類を志願するときは、所定の手続を経て、学部長に願出なければならない。願出の時期は、学年末とする。

2 前項の願出については、教授会の議を経て、学部長が許可する。

3 転類についての必要な事項は、別に定める。

(登録プログラムの変更)

第 24 条 学生が本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、本学部の他の類(系)の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、前条に規定する転類等の許可を得なければならない。

3 学生が他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第 25 条 本学部の卒業要件は、本学部に 4 年以上在学し、かつ、別表に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

(学士入学及び再入学)

第 26 条 通則第 14 条第 1 項又は第 3 項の規定により本学部に学士入学又は再入学を志願するときは、2 月末日までに入学願書に必要書類及び検定料を添えて学部長に提出しなければならない。

2 通則第 14 条第 1 項の規定により学士入学を許可された者は、第 3 年次に入学するものとする。

3 前項により入学を許可された者の履修すべき授業科目は、当該者の属する年次の在学者に係る教育課程によるものとする。

(編入学)

第 27 条 編入学については、広島大学編入学規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 5 号)の定めるところによる。

(雑則)

第 28 条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 1 月 13 日 一部改正)

改正 平成 18 年 3 月 14 日学部長決裁

1 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年度以前に入学した学生の教育課程は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 2 月 10 日 一部改正)

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 8 日 一部改正)

1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 18 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 1 月 17 日 一部改正)

1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 1 月 15 日 一部改正)

1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定(平成 21 年度に入学した学生にあつては、第 20 条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 1 月 20 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 24 年 1 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 6 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 26 年 1 月 16 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 27 年 1 月 15 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生の教育課程等及び到達度の評価は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 16 日 一部改正)

この細則は、平成 27 年 4 月 16 日から施行し、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 1 月 21 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 12 月 15 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 1 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 1 月 18 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 1 月 17 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 1 月 16 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 1 月 21 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 1 月 20 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 6 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学工学部細則の規定(第 14 条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 4 条第 1 項関係)

[別紙参照]

別表第 2(第 4 条第 2 項関係)

[別紙参照]

第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）

1. 主専攻プログラム及び配属

第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）では、以下の3つの主専攻プログラムを設けています。

- (1) 応用化学プログラム
- (2) 生物工学プログラム
- (3) 化学工学プログラム

各主専攻プログラムへは、2年次後期のはじめに、本人の希望、成績を考慮して配属されます。主専攻プログラムに配属されるためには、専門基礎科目の中の必修科目(基礎化学実験及び技術英語演習を除く。)合計18単位のうち16単位以上を修得し、かつ、教養教育科目を含めて合計60単位以上を修得しなければなりません。

2. 履修基準表

プログラム名	応用化学プログラム	生物工学プログラム	化学工学プログラム
専門基礎科目	31単位以上(必修23単位を含む。)		
専門科目	必修科目(卒業論文5単位を含む。)33単位, 選択必修科目8単位以上, 自由選択科目10単位以上	必修科目(卒業論文5単位を含む。)31単位, 選択必修科目8単位以上, 自由選択科目12単位以上	必修科目(卒業論文5単位を含む。)33単位, 選択必修科目8単位以上, 自由選択科目10単位以上
計	82単位以上		

専門科目の単位について；選択必修科目のうち、所要単位数を超えた分は自由選択単位数に算入できます。また、自由選択科目として次の科目を履修することができ、これらの修得単位は、卒業要件単位に含めることができます。

- ・所属プログラム以外の第三類専門科目
- ・他類の専門基礎科目と専門科目
- ・工学部共通科目

3. 卒業論文着手要件

卒業予定年度のはじめに、次の条件を満たしていること。

- (1) 外国語8単位及び履修すべき実験科目と実習科目(基盤科目の実験と実習も含む。)をすべて修得していること。
- (2) 修得総単位数(教養教育科目を含む。)が115単位(ただし、化学工学プログラムは、化学工程設計を除き112単位)以上であり、そのうち専門基礎科目と専門科目を合計した修得単位数が69単位(ただし、化学工学プログラムは、化学工程設計を除き66単位)以上であること。

4. 卒業要件

- (1) 専門教育科目の卒業要件単位数82単位(卒業論文5単位を含む。)を修得していること。
- (2) 卒業要件単位数126単位(教養教育科目44単位を含む。)を修得していること。

注：卒業論文の論文試験に合格するためには、3年次以降に受験した英語能力に関する検定試験において、下記のいずれかを満たしている必要がある。

TOEIC®Listening & Reading テスト (TOEIC®Listening & Reading-IP テストを含む。) 450点以上, TOEFL-iBT® 46点以上, 広島大学が実施する TOEFL-ITP®テスト 453点以上のいずれかを達成, 又は技術英検2級 (CBTを含む) に合格。

第三類 専門科目
(応用化学プログラム)

◎必 修
○選択必修

授 業 科 目	単位数	履修指定	毎 週 授 業 時 数																備 考
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次				
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	
無機化学	2	◎										4							
専門有機化学I	2	◎						4											
有機化学演習	1	◎											4						
物理化学演習	1	◎											4						
専門有機化学II	2	◎						4											
物理化学II	2	◎						4											
化学実験I	4	◎									12	12							
化学実験II	4	◎											12	12					
専門有機化学III	2	◎									4								
量子化学 I	2	◎						4											
量子化学 II	2	◎									4								
専門有機化学IV	2	○											4						
物質解析学	2	○											4						
反応速度論	2	○										4							
錯体化学	2	○									4								
有機構造解析	2	○						4											
触媒化学	2	○											4						
高分子合成化学	2	◎											4						
計算化学	2	○										4							
電気化学	2	○											4						
固体化学	2	○						4											
無機工業化学	1												2						
高分子工業化学	2													4					
生物有機化学	2										4								
化学工学演習 I	2							4	4										
基礎化学工学	2							2	2										
グリーンテクノロジー	2												4						
再資源工学	2													4					
技術と倫理	2	◎													4				※1
卒業論文	5	◎																	

※1 集中講義

【高一種免（工業）】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：緑色

【高一種免（理科）】

・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、理科に関連する科目：青色

第三類 専門科目 (生物工学プログラム)

◎必 修
○選択必修

授 業 科 目	単 位 数	履 修 指 定	毎 週 授 業 時 数																備 考
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次				
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	
生物工学実験Ⅰ	4	◎									12	12							
生物工学実験Ⅱ	4	◎											12	12					
微生物学Ⅰ	2	◎							4										
微生物学Ⅱ	2	◎								4									
分子生物学Ⅰ	2	◎							4										
分子生物学Ⅱ	2	◎								4									
生物化学Ⅱ	2	◎						4											
生物化学Ⅲ	2	◎							4										
酵素化学	2	○						4											
生物有機化学	2	○							4										
発酵工学	2	◎							4										
培養技術論	2	◎								4									
糖鎖・免疫工学	2	○												4					
分子生物学Ⅲ	2	○												4					
遺伝子・タンパク質工学	2	○												4					
情報分子生物学	2	○										4							
応用生物工学	2	○										4							
生物工学討論	2	◎										2	2						
食品プロセス工学Ⅰ	1										2								
食品プロセス工学Ⅱ	1												2						
発酵プロセス工学Ⅰ	1													1	1				
発酵プロセス工学Ⅱ	2										4								
発酵プロセス工学Ⅲ	1												2						
物理化学Ⅱ	2							4											
反応速度論	2	○										4							
有機構造解析	2								4										
専門有機化学Ⅳ	2												4						
化学工学演習Ⅰ	2	○						4	4										
基礎化学工学	2	○						2	2										
グリーンテクノロジー	2											4							
再資源工学	2												4						
卒業論文	5	◎																	

【高一種免（工業）】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：緑色

【高一種免（理科）】

・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、理科に関連する科目：青色

第三類 専門科目
(化学工学プログラム)

◎必 修
○選択必修

授 業 科 目	単 位 数	履 修 指 定	毎 週 授 業 時 数																備 考				
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次								
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期						
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T					
化学工学実験	3	◎														9	9						
化学装置設計・実習	2	◎										4	4										
流動論	2	◎										4											
伝熱論	2	◎													2	2							
物質移動論	2	◎										2	2										
化学工学熱力学	2	◎										2	2										
反応工学	2	◎													2	2							
粉体工学	2	◎										4											
化学工程設計	3	◎																6	6				
基礎化学工学	2	◎						2	2														
材料力学	2	○											4										
化学工学演習Ⅰ	2	○						4	4														
化学工学演習Ⅱ	2	○										4	4										
化学工学演習Ⅲ	2	○													4	4							
化学工学熱力学演習	1	○										2	2										
化工数学	2	○						4															
材料科学	2	○							4														
プロセス制御工学	2	○											4										
数値計算法	2											4											
化学プロセスと工学倫理	2	◎														6							
化学工業プロセス	2																6						
腐食防食	2														4								
グリーンテクノロジー	2														4								
再資源工学	2	◎														4							
無機化学	2														4								
物理化学Ⅱ	2	◎						4															
反応速度論	2														4								
高分子合成化学	2															4							
電気化学	2															4							
生物化学Ⅱ	2							4															
発酵工学	2												4										
応用生物工学	2															4							
卒業論文	5	◎																					

【高一種免（工業）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：緑色

【高一種免（理科）】

- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、理科に関連する科目：青色

○広島大学教養教育科目履修規則

(平成23年2月15日規則第3号)

改正	平成24年3月1日規則第7号	平成25年3月18日規則第7号
	平成25年6月21日規則第66号	平成26年3月11日規則第12号
	平成27年3月10日規則第10号	平成28年3月31日規則第49号
	平成28年9月21日規則第194号	平成29年3月31日規則第39号
	平成30年2月20日規則第12号	平成30年3月22日規則第25号
	平成31年3月12日規則第18号	令和元年12月17日規則第228号
	令和2年3月3日規則第13号	令和3年3月17日規則第15号
	令和4年3月17日規則第20号	令和5年3月14日規則第34号

広島大学教養教育科目履修規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第19条第3項の規定に基づき、広島大学における教養教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目区分及び教育目標)

第2条 教養教育科目の科目区分及び教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分		教育目標
平和科目		戦争・紛争, 核廃絶, 貧困, 飢餓, 人口増加, 環境, 教育, 文化等の様々な観点から平和について自ら考え, 理解を深める。
大学 教育 基礎 科目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し, 大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につける。
	教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的, 現代的な課題に対して, 証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と, 適切に自己表現を行う能力を身につける。
	展開ゼミ	最先端のテーマについて学び討論したり, 体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに, チャレンジ精神, プレゼンテーション力, リーダーシップ力などの向上を図る。
共通 科目	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ, 育ってきたのか, その根本の考え方は何であるのかについて, 文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら, 専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶ。
	外国語科目	グローバル化時代に対応するため, 様々な外国語で情報を受信し, 発信できるコミュニケーション能力を養成し, 知識・技能を修得するとともに, 異なる言語や文化に対する理解を深める。
	情報・データサイエンス科目	高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し, その有用性と問題点, 情報倫理上の課題を理解し, 活用する能力を身につける。さらに, 将来, 新しく現れる技術にも対応していく態度を育てる。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに, 自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて, 生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得する。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し, 実践することを通して, 社会で生き, 活躍するために必要な力を高める。
基盤科目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として, それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により, 基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得する。

(授業科目及び単位数等)

第3条 教養教育科目として開設する授業科目(以下「授業科目」という。), 単位数等は, 別表のとおりとする。

2 授業時間割は, 学年の始めに発表する。

(履修方法)

第4条 教養教育科目の履修方法については、各学部細則の定めるところによる。

(単位数の計算の基準)

第5条 授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験は、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、当該各号の定めるところによる。
- (1) 教養ゼミ及び展開ゼミは、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 情報・データサイエンス科目の情報・データ科学入門及び情報活用演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(履修手続)

第6条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、毎学期指定する期間中に所定の手続をしなければならない。ただし、受講者数の制限等を行う授業科目にあっては、所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。

- 2 前項本文に規定する所定の手続をしなかった場合は、当該授業科目の履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。
- 3 既に単位を修得した授業科目については、原則として履修することができない。

(試験)

第7条 試験は、原則としてターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

- 2 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。
- 3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

(追試験)

第8条 次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者(性の多様性に関する理念と対応ガイドライン—LGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指して—(令和4年12月27日役員会承認)に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。)又は3親等内の親族の死亡による忌引
 - (2) 負傷又は疾病(入院又はこれに準ずる場合に限る。)
 - (3) 天災その他の非常災害
 - (4) 交通機関の突発事故
 - (5) その他やむを得ない事情
- 2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願を所属学部長に願い出なければならない。
- 3 追試験受験を許可された者は、原則として当該授業科目担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
- 4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教養教育科目の履修等に関し必要な事項は、教育本部が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 広島大学教養教育科目履修規則(平成18年2月14日規則第6号)は、廃止する。
- 3 平成22年度以前に入学した学生の教養教育科目の科目区分及び授業科目については、第2条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教養教育本部の定めるところにより、この規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(平成24年3月1日規則第7号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教養教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(平成25年3月18日規則第7号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教養教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(平成25年6月21日規則第66号)

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教養教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(平成26年3月11日規則第12号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教養教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(平成27年3月10日規則第10号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教養教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(平成28年3月31日規則第49号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教養教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(平成28年9月21日規則第194号)

この規則は、平成28年9月21日から施行し、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則の規定は、平成28年7月26日から適用する。

附 則(平成29年3月31日規則第39号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規

定にかかわらず，なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(平成30年2月20日規則第12号)

- 1 この規則は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については，この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(平成30年3月22日規則第25号)

- 1 この規則は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については，この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(平成31年3月12日規則第18号)

- 1 この規則は，平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については，この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(令和元年12月17日規則第228号)

- 1 この規則は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については，この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(令和2年3月3日規則第13号)

- 1 この規則は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については，この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(令和3年3月17日規則第15号)

- 1 この規則は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については，この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(令和4年3月17日規則第20号)

- 1 この規則は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については，この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

附 則(令和5年3月14日規則第34号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表(第3条関係)

1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次
平和科目	広島と平和	2	1
	ヒロシマ発平和学	2	1
	平和と人間A-環境と生物の未来へ-	2	1
	平和と人間B-人間と文化の未来へ-	2	1
	平和と人間C-広島で学ぶ(原爆とは何だったか)-	2	1
	文学と芸術から考える核時代	2	1
	New Technology and Ethics: Global Perspectives (新技術と倫理: グローバルな視点)	2	1
	戦争と平和に関する学際的考察	2	1
	飢餓・貧困・環境問題からみた平和学	2	1
	環境と平和	2	1
	国際関係論	2	1
	医学からみた戦争と平和	2	1
	世界の紛争と平和	2	1
	国際政治と地球環境から見る平和	2	1
	暴力の比較宗教学	2	1
	核時代の科学と社会	2	1
	放射線と自然科学	2	1
	安全な社会環境の構築をめざして	2	1
	Global Issues Towards Peace	2	1
	広島の世界史と国際社会	2	1
	霞キャンパスからの平和発信	2	2
	ひろしま平和共生リーダー概論	2	1
	国際平和への記憶学	2	1
	広島から考える戦争・平和・ジェンダー	2	1
	ポストコロニアルと平和	2	1
	広島大学のめざす国際平和	2	1
	平和の人類学	2	1
沖縄と平和	2	1	

		Visualization of War	2	1
大学 教育 基礎 科目	大学教育入門	大学教育入門	2	1
	教養ゼミ	教養ゼミ	2	1
	展開ゼミ	展開ゼミ	(1)	1
共通 科目	領域 科目 人文社会科学 系科目群	哲学A	2	1
		哲学B	2	1
		Aesthetics, Philosophy of Sensibility	2	1
		哲学の世界	2	1
		東洋の思想	2	1
		Introduction to Japanese Thought	2	1
		倫理学	2	1
		南アジア宗教論	2	1
		キリスト教学A	2	1
		キリスト教学B	2	1
		比較宗教学	2	1
		Japanese Religion A	2	1
		Japanese Religion B	2	1
		芸術学A	2	1
		芸術学B	2	1
		合唱A	1	1
		合唱B	1	1
		吹奏楽I	1	1
		吹奏楽II	1	1
		アジアの近現代	2	1
		アジアの社会史	2	1
		アジア史A	2	1
		アジア史B	2	1
		Politics and Society in E urope	2	1
		ヨーロッパ史	2	1
		広島大学の歴史	2	1
		西アジア近現代史	2	1
		中東・イスラームの世界	2	1
		日本の歴史と文化	2	1
		日本現代史	2	1
		アメリカ現代史	2	1
		日本史A	2	1
		日本史B	2	1
		科学史A	2	1
		科学史B	2	1
		技術史A	2	1
		技術史B	2	1
		環境観と環境問題	2	1
		観光地理学	2	1
		人文地理学	2	1

地域地理学	2	1
Regional Geography of Japan	2	1
地理・考古・文化財の世界	2	1
文化人類学A	2	1
文化人類学B	2	1
Cultural Anthropology	2	1
Introduction to Media Studies	2	1
Contemporary World Issues	2	1
Contemporary Issues of Japan	2	1
Anthropology of Media	2	1
Introduction to Tourism Studies	2	1
人文学入門A	2	1
人文学入門B	2	1
Introduction to British and American Culture I	1	1
Introduction to British and American Culture II	1	1
Introduction to British and American Culture III	1	2
Introduction to British and American Culture IV	1	2
中国語圏の現代文化	2	1
中国語圏の伝統文化	2	1
英語圏の文学と社会	2	1
西欧語圏の文学	2	1
日本の文学（古典）	2	1
日本の文学（近現代）	2	1
日本の言語（古典）	2	1
文学の世界	2	1
自動車産業と日本経済	2	1
現代社会と経済	2	1
現代社会と産業	2	1
グローバル経済と環境権	2	1
社会経済統計論	2	1
Contemporary Economic Issues I	2	1
Contemporary Economic Issues II	2	1
現代社会と福祉	2	1
現代社会学A	2	1
現代社会学B	2	1
社会的なものと人間	2	1
社会福祉と貧困	2	1
生活をとりまく家族・地域・産業	2	1
Introduction to Statistics and Quantitative Sociology	2	1

現代社会と農山村	2	1
政治の世界	2	1
人の生と死をめぐる法と社会	2	1
日本国憲法	2	1
Law and Politics I	2	1
Law and Politics II	2	1
Introduction to Japanese Legal System	1	1
Introduction to International Cooperation	2	1
行動の科学	2	1
心と社会A	2	1
心と社会B	2	1
心の健康	2	1
心理学概論A	2	1
心理学概論B	2	1
睡眠の科学	2	1
心理学の最前線	2	1
教育と人間	2	1
教育と制度	2	1
大学と学生	2	1
大学と社会	2	1
学問と社会	2	1
Multiculturalism in Education	2	1
Learning Hiroshima: projects with Japanese students	2	1
持続可能な開発と教育	2	1
教養としての金融	2	1
自然科学系科目群		
知識基盤社会における情報検索入門	2	1
思考と情報のデザイン	2	1
数学の世界	2	1
数理学で考える	2	1
自然環境形成論	2	1
自然災害と防災	2	1
水・物質循環の科学	2	1
物質循環と地球環境	2	1
地球と生物	2	1
地球科学A	2	1
地球科学B	2	1
天文学	2	1
物質とエネルギー	2	1
物理の視点A	2	1
物理の視点B	2	1
物理入門	2	1
Introduction to physical mathematics	2	1
Principles of Physics	2	1

Methods of Physics	2	1
いのちを支える酵素-生命科学への招待-	2	1
環境と化学	2	1
文理科学コラボレーション	2	1
Modern Chemistry	2	1
Fundamental Chemistry A	2	1
Fundamental Chemistry B	2	1
Introduction to Mechanical Engineering	2	1
Introduction to Applied Chemistry, Chemical Engineering, and Biotechnology	2	1
産業と技術	2	1
乗り物と輸送の科学	2	1
機械システムの設計と最適化	2	1
社会の中における工学	2	1
燃料・燃焼と現代社会	2	1
原発の哲学	2	1
生物の世界	2	1
生物学からみたストレス	2	1
釣りの科学-魚と人間のインターラクション-	2	1
適応の生理	2	1
微生物の世界	2	1
Introduction to Biology	2	1
両生類から見た生命システム	2	1
脳と行動	2	1
分子から生命へ	2	1
フィールド科学入門	2	1
食の安心・安全と健康科学	2	1
Food and Life Science	2	1
SDGs に向けた生物生産学入門	2	1
Human and Ecological Systems in Transition	2	1
食文化論	2	1
環境と開発	2	1
環境と森林	2	1
東広島キャンパスの自然環境管理	2	1
自然科学研究の倫理と法令	2	1
生活の中の遺伝と突然変異	2	1
脳のはたらき	2	1
全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	1
全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	1
人の健康と社会	2	1
ヒトと微生物の関わり	2	1
サイエンス入門	2	1

外国語科目	英語	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎 I	1	1
			コミュニケーション基礎 II	1	1
	コミュニケーション I		コミュニケーション I A	3(1)	1
			コミュニケーション I B	3(1)	1
	コミュニケーション II		コミュニケーション II A	3(1)	1
			コミュニケーション II B	3(1)	1
			英語圏フィールドリサーチ	4(1~4)	1
			オンライン英語演習 I	1	1
			オンライン英語演習 II	1	1
			オンライン英語演習 III	1	1
			コミュニケーション演習 I	1	1
			コミュニケーション演習 II	1	1
			Advanced English for Communication	2(1)	1
	初修外国語	ベーシック外国語	ベーシック・ドイツ語 I	1	1
			ベーシック・ドイツ語 II	1	1
			ベーシック・ドイツ語 III	1	1
			ベーシック・ドイツ語 IV	1	1
ベーシック・フランス語 I			1	1	
ベーシック・フランス語 II			1	1	
ベーシック・フランス語 III			1	1	
ベーシック・フランス語 IV			1	1	
ベーシック・スペイン語 I			1	1	
ベーシック・スペイン語 II			1	1	
ベーシック・スペイン語 III			1	1	
ベーシック・スペイン語 IV			1	1	
ベーシック・ロシア語 I			1	1	
ベーシック・ロシア語 II			1	1	
ベーシック・ロシア語 III			1	1	
ベーシック・ロシア語 IV			1	1	
ベーシック・アラビア語 I			1	1	
ベーシック・アラビア語 II			1	1	
ベーシック・アラビア語 III			1	1	
ベーシック・アラビア語 IV			1	1	
ベーシック中国語 I		1	1		
ベーシック中国語 II		1	1		
ベーシック中国語 III		1	1		
ベーシック中国語 IV		1	1		
ベーシック韓国語 I		1	1		
ベーシック韓国語 II		1	1		
ベーシック韓国語 III		1	1		
ベーシック韓国語 IV		1	1		
インテンシブ外国語			インテンシブ・ドイツ語 I A	1	1
			インテンシブ・ドイツ語 I B	1	1
			インテンシブ・ドイツ語 II A	1	1
			インテンシブ・ドイツ語 II B	1	1

	インテンシブ・フランス語 I A	1	1
	インテンシブ・フランス語 I B	1	1
	インテンシブ・フランス語 II A	1	1
	インテンシブ・フランス語 II B	1	1
	インテンシブ・スペイン語 I A	1	1
	インテンシブ・スペイン語 I B	1	1
	インテンシブ・スペイン語 II A	1	1
	インテンシブ・スペイン語 II B	1	1
	インテンシブ中国語 I A	1	1
	インテンシブ中国語 I B	1	1
	インテンシブ中国語 II A	1	1
	インテンシブ中国語 II B	1	1
	インテンシブ韓国語 I A	1	1
	インテンシブ韓国語 I B	1	1
	インテンシブ韓国語 II A	1	1
	インテンシブ韓国語 II B	1	1
	海外語学演習（ドイツ語）	4(1~4)	1
	海外語学演習（フランス語）	4(1~4)	1
	海外語学演習（スペイン語）	4(1~4)	1
	海外語学演習（ロシア語）	4(1~4)	1
	海外語学演習（中国語）	4(1~4)	1
	海外語学演習（韓国語）	4(1~4)	1
日本語	ベーシック日本語 I	3(1)	1
	ベーシック日本語 II	3(1)	1
	ベーシック日本語 III	3(1)	1
	ベーシック日本語 IV	3(1)	1
情報・データサイエンス科目	情報・データ科学入門	2	1
	情報活用演習	2	1
	データサイエンス基礎	2	1
	ゼロからはじめるプログラミング	2	1
	教育のためのデータサイエンス	2	1
	コンピュータ・プログラミング	2	1
	知能とコンピュータ	2	1
健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	1
	スポーツ実習 A	(1)	1
	スポーツ実習 B	(1)	1
	スポーツ演習	(1)	1
社会連携科目	学生生活概論-生き方と暮らし方のヒント-	2	1

障害学生支援ボランティア 実習A	1	1
障害学生支援ボランティア 実習B	1	1
INU特別協力講義	2	1
INU Special Intensive Cou rse	2	1
国際交流スキルアップ演習A	2(1)	1
国際交流スキルアップ演習B	2(1)	1
国際交流スキルアップ演習C	2(1)	1
ジェンダーと社会	2	1
ダイバーシティ概論	2	1
キャリアデザイン概論	2	1
職業選択と自己実現-自分の キャリアをデザインしよう-	2	1
実践フロントランナープロ グラム	2(1)	1
地域社会探検プロジェクト -インターンシップ・ボラ ンティアを体験してみよう -	2	1
キャリアデザイン講座-先輩 プロフェッショナルが「あ なたの未来」のために語る-	2	1
ワークルールと年金・社会 保険のしくみ	2	1
コミュニケーション・デザ イン	1	1
学術的文章作成の基礎	1	1
アカデミックライティング 基礎	1	2
Academic Writing I	2	1
Academic Writing II	2	1
英語によるレポート・論文 の書き方	1	1
アントレプレナーシップ	2	1
ビジネスクリエーション	2	1
地域おこし実習-田舎から 始めるライフスタイルベン チャーの探求	2	1
テクノロジー・マーケティ ング	2	1
東広島日本酒学	1	1
海外フィールドスタディ	4(2)	1
海外フィールドスタディ・ アドバンスト	4(2)	1
海外派遣・留学入門	1	1
オンライン国際協働演習 (e-START) A	8(1)	1
オンライン国際協働演習 (e-START) B	8(2)	1
海外短期研修(START) A	1	1
海外短期研修(START) B	2	1
海外短期研修(START) C	3	1

	カーボンニュートラルを推進するビジネス	2	1
	カーボンニュートラル推進科学	2	1
基盤科目	ミクロ経済学入門	2	1
	マクロ経済学入門	2	1
	医療従事者のための心理学	2	1
	ヘルスサイエンスのための基盤数学	2	1
	基礎微分積分学	2	1
	基礎線形代数学	2	1
	微分積分通論	2	1
	微分積分学Ⅰ	2	1
	微分積分学Ⅱ	2	1
	数学演習Ⅰ	1	1
	数学演習Ⅱ	1	1
	線形代数学Ⅰ	2	1
	線形代数学Ⅱ	2	1
	線形代数学演習Ⅰ	1	1
	線形代数学演習Ⅱ	1	1
	統計学	2	1
	地学実験法・同実験Ⅰ	1	1
	地学実験法・同実験Ⅱ	1	1
	初修物理学	2	1
	基礎物理学Ⅰ	2	1
	基礎物理学Ⅱ	2	1
	一般力学Ⅰ	2	1
	一般力学Ⅱ	2	1
	基礎電磁気学	2	1
	物理学実験法・同実験Ⅰ	1	1
	物理学実験法・同実験Ⅱ	1	1
	新入生のための物理学入門	2	1
	初修化学	2	1
	一般化学	2	1
	有機化学	2	1
	基礎物理化学	2	1
	化学実験法・同実験Ⅰ	1	1
	化学実験法・同実験Ⅱ	1	1
	化学実験ベーシック	1	1
	初修生物学	2	1
	細胞科学	2	1
	生態学	2	1
	種生物学	2	1
	生物学実験法・同実験Ⅰ	1	1
	生物学実験法・同実験Ⅱ	1	1
	人間理解のための人体解剖学Ⅰ	1	1
人間理解のための人体解剖学Ⅱ	1	1	

	Development of International Collaboration in Medical Science	2	1
	Experimental Methods and Laboratory Work in Science A	1	1
	Experimental Methods and Laboratory Work in Science B	1	1

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。なお、展開ゼミ、スポーツ実習A、スポーツ実習B及びスポーツ演習については、開講単位数のみ設定している(上限単位数の設定なし)。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次	
平和科目	平和と人間Cー広島で学ぶ(原爆とは何だったか)ー	2	1	
	平和と人間Dー広島から未来に向けてー	2	1	
	ヒロシマ発平和学	2	1	
大学教育基礎科目	大学教育入門	2	1	
	教養ゼミ	2	1	
	展開ゼミ	(1)	1	
共通科目	人文社会科学系科目群	哲学A	2	1
		倫理学	2	1
		キリスト教学A	2	1
		キリスト教学B	2	1
		アジア史A	2	1
		アジア史B	2	1
		ヨーロッパ史	2	1
		アメリカ現代史	2	1
		科学技術史	2	1
		地域地理学	2	1
		日本史A	2	1
		日本史B	2	1
		文化人類学	2	1
		日本の文学(古典)	2	1
		日本の文学(近現代)	2	1
		世界の文学(西洋文学)	2	1
		世界の文学(東洋文学)	2	1
		社会学の視点	2	1
		政治の世界	2	1
		日本国憲法	2	1
心理学概論A	2	1		
心理学概論B	2	1		
自然科学系	統計学への招待	2	1	

科目群	地球とその環境	2	1	
	物理入門	2	1	
	化学と人間	2	1	
	食文化論	2	1	
	生物学	2	1	
外国語科目	英語 コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎 I	1	1
		コミュニケーション基礎 II	1	1
	コミュニケーション I	コミュニケーション I A	3(1)	1
		コミュニケーション I B	3(1)	1
	コミュニケーション II	コミュニケーション II A	3(1)	1
		コミュニケーション II B	3(1)	1
初修外国語	ベーシック外国語	ベーシック・ドイツ語 I	2(1)	1
		ベーシック・ドイツ語 II	2(1)	1
		ベーシック・ドイツ語 III	2(1)	1
		ベーシック・ドイツ語 IV	2(1)	1
	ベーシック・フランス語 I	ベーシック・フランス語 I	2(1)	1
		ベーシック・フランス語 II	2(1)	1
		ベーシック・フランス語 III	2(1)	1
		ベーシック・フランス語 IV	2(1)	1
	ベーシック中国語 I	ベーシック中国語 I	2(1)	1
		ベーシック中国語 II	2(1)	1
		ベーシック中国語 III	2(1)	1
		ベーシック中国語 IV	2(1)	1
情報・データサイエンス科目	情報活用概論	2	1	
	データサイエンス基礎	2	1	
	ゼロからはじめるプログラミング	2	1	
健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	1	
	スポーツ実習 A	(1)	1	
	スポーツ演習	(1)	1	
社会連携科目	キャリアデザイン概論	2	1	
	職業選択と自己実現-自分のキャリアをデザインしよう-	2	1	
基盤科目	経済学入門	2	1	
	経営学入門	2	1	
	微分積分通論	2	1	
	基礎線形代数学	2	1	

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を示している。なお、展開ゼミ、スポーツ実習A及びスポーツ演習については、開講単位数のみ設定している(上限単位数の設定なし)。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

区分	授業科目	開単 位 設 数	履修セメスター								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
教 職 関 係 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育学部生 (第二類から第五類) 及 他 学 部 生 対 象	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		
	道徳教育指導法	2					○				道徳の理論及び指導法		
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法		
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	教育相談	2						○			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法		
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習(事前指導)		教育学部生 (第二類から第五類) 対 象
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習(事前指導)		
	教育実習指導B	1					○				教育実習(事前指導)		
	教育実習指導C	1				○		○			教育実習(事前指導)		
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4							○		教育実習(中学校本免用)		教育学部生 (第二類から第五類) 及 他 学 部 生 対 象
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2								○	教育実習(高等学校本免用)		
	小学校教育実習Ⅱ	2								○	教育実習(小学校副免用)		教育学部生 (第二類から第五類) 対 象
中・高等学校教育実習Ⅲ	2								○	教育実習(中・高等学校副免用)	教育学部生 (第一類)対象		
教職実践演習(中・高)	2								○	教職実践演習	教育学部生 (第二類から第五類) 及 他 学 部 生 対 象		
介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	教育学部生 (第二類から第五類) 対 象		
関係科目 同和教育	人権・同和教育	2				○					教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
幼稚園免許取得のための科目	幼児と健康	2						○			領域に関する専門的事項	教育学部生 (第一類)対象	
	幼児と人間関係	2						○			〃		
	幼児と環境	2							○		〃		
	幼児と言葉	2							○		〃		
	幼児と表現	2						○			〃		
	保育内容論(健康)	2							○		保育内容の指導法		
	保育内容論(人間関係)	2							○		〃		
	保育内容論(環境)	2							○		〃		
	保育内容論(言葉)	2						○			〃		
	保育内容論(表現Ⅰ)	2							○		〃		
	保育内容論(表現Ⅱ)	2							○		〃		
	保育内容論(表現Ⅲ)	2							○		〃		
	幼稚園教育実習	2								○	教育実習(幼稚園副免用)		

区分	授業科目	開単 位 設 数	履修セメスター								免許法該当科目	57 備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
共通	教育現場の問題解決に向けたデータ活用・データサイエンス	2				○		○					2年次又は3年次
	インターンシップ	2			○		○						
	社会教育経営論Ⅰ	2			○								社会教育士の称号（社会教育主事基礎資格）取得学生対象
	社会教育経営論Ⅱ	2			○								
	生涯学習支援論Ⅰ	2				○							
	生涯学習支援論Ⅱ	2				○							
	社会教育実践課題研究	2					○						
	社会教育実習	2						○					
	学校経営と学校図書館	2					○						学校図書館司書教諭資格取得学生対象
	学校図書館メディアの構成	2						○					
学習指導と学校図書館	2							○					
科目	読書と豊かな人間性	2							○				
	情報メディアの活用	2						○					
	世界平和に向けた比較国際教育学概論	2	○										グローバル教員養成特定プログラム履修学生対象
	異文化間コミュニケーション入門	2	○										
	世界の教育・日本の教育	2		○									
	教育とグローバルマインド	2			○								
	国際的視座におけるポジティブ教育	2	○										
	教育における宗教文化と倫理	2		○									
	グローバル教育観察実習	2			○	○							
	英語授業の計画と指導	2							○				
異文化間教育のためのマイクロティーチング	2							○					
グローバル教員養成演習	2		○	○	○	○	○	○	○	○			

注：中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター、高等学校教諭免許状のみ取得希望者は6セメスターに履修すること。

区分	授業科目	開 単 位 設 数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	物理教材内容論Ⅰ	2				○					物理学	
	物理教材内容論Ⅱ	2					○				〃	
	物理教材内容論Ⅲ	2						○			〃	
	化学教材内容論Ⅰ	2				○					化学	
	化学教材内容論Ⅱ	2					○				〃	
	化学教材内容論Ⅲ	2						○			〃	
	生物教材内容論Ⅰ	2				○					生物学	
	生物教材内容論Ⅱ	2					○				〃	
	生物教材内容論Ⅲ	2						○			〃	
	地学教材内容論Ⅰ	2				○					地学	
	地学教材内容論Ⅱ	2					○				〃	
	地学教材内容論Ⅲ	2						○			〃	
	物理教材内容演習	2					○				物理学	
	化学教材内容演習	2					○				化学	
	生物教材内容演習	2					○				生物学	
	地学教材内容演習	2					○				地学	
	物理教材内容実験	2						○			物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	化学教材内容実験	2							○		化学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	生物教材内容実験	2							○		生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	
地学教材内容実験	2							○		地学実験（コンピュータ活用を含む。）		

○広島大学学位規則

(平成16年4月1日規則第8号)

改正	平成17年4月1日規則第31号	平成18年3月31日規則第38号
	平成19年5月15日規則第89号	平成20年1月15日規則第9号
	平成21年3月31日規則第16号	平成22年3月31日規則第14号
	平成23年3月31日規則第16号	平成23年8月2日規則第100号
	平成24年3月30日規則第27号	平成24年5月15日規則第102号
	平成25年3月29日規則第32号	平成27年3月17日規則第17号
	平成28年3月31日規則第53号	平成29年11月8日規則第146号
	平成30年3月30日規則第58号	平成31年3月29日規則第29号
	令和2年3月25日規則第49号	令和2年8月1日規則第191号
	令和2年9月15日規則第199号	令和4年1月18日規則第11号
	令和5年2月14日規則第17号	令和5年3月29日規則第47号
	令和5年8月7日規則第201号	

広島大学学位規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学位授与の要件及び専攻分野(第2条・第3条)
- 第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第4条―第10条)
- 第4章 博士の学位授与等(第11条―第14条)
- 第5章 雑則(第15条―第17条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第46条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第46条第3項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。
- 3 前2項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第3条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第3に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第4条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし、2通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「研究科等」という。)の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料

料を免除することができる。

- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科等の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科等若しくは他の研究科等の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から研究科等が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

- 第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。
- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科等若しくは他の研究科等の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科等の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科等の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して公表するものとする。(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第10号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は研究科等が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

附 則(平成17年4月1日規則第31号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第38号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 医学部総合薬学科に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年5月15日規則第89号)

1 この規則は、平成19年5月15日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生の学士の学位記の様式については、この規則による改正後の広島大学学位規則第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

る。

附 則(平成20年1月15日規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第16号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月31日規則第14号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に医歯薬学総合研究科に入学した学生の修士の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月2日規則第100号)

この規則は、平成22年8月2日から施行し、この規則による改正後の広島大学学位規則の規定は、平成23年7月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日規則第27号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に保健学研究科又は医歯薬学総合研究科に入学した学生の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年5月15日規則第102号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第32号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の広島大学学位規則(以下「新規則」という。)第13条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第14条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月17日規則第17号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第53号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月8日規則第146号)

この規則は、平成29年11月8日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第58号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第29号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第49号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に総合科学研究科、文学研究科、教育学研究科、社会科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、国際協力研究科又は法

務研究科に入学した学生の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年8月1日規則第191号)

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和2年9月15日規則第199号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和4年1月18日規則第11号)

この規則は、令和4年1月18日から施行する。

附 則(令和5年2月14日規則第17号)

この規則は、令和5年2月14日から施行する。

附 則(令和5年3月29日規則第47号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月7日規則第201号)

この規則は、令和5年8月7日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	
情報科学部	情報科学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科等名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人間社会科学研究科	文学	文学
	心理学	心理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	マネジメント	マネジメント
	経営学	経営学

	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
	教育学	教育学
	教育心理学	教育心理学
先進理工系科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	情報科学	情報科学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
統合生命科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	農学	農学
	学術	学術
医系科学研究科	医科学	医学
	歯科学	歯学
	公衆衛生学	薬学
	薬科学	学術
	看護学	医科学
	保健学	歯科学
	口腔健康科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
		口腔健康科学
スマートソサイエティ実践科学研究院	学術	学術
		工学
		情報科学
		農学
		保健学
		医科学
		経済学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
人間社会科学研究科	教職修士(専門職)
	法務博士(専門職)

別記様式第1号(第16条関係)

学位記

[別紙参照]

別記様式第2号(第16条関係)

学位記

[別紙参照]

別記様式第3号(第16条関係)

[別紙参照]

別記様式第4号(第16条関係)

学位記

[別紙参照]

別記様式第5号(第16条関係)

学位記

[別紙参照]

別記様式第6号(第16条関係)

学位記

[別紙参照]

別記様式第7号(第16条関係)

学位記

[別紙参照]

別記様式第8号(第16条関係)

学位記

[別紙参照]

別記様式第9号(第16条関係)

学位申請書

[別紙参照]

別記様式第10号(第16条関係)

学位申請書添付書類

[別紙参照]